

# 学校法人桐朋学園役員報酬等支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人桐朋学園寄附行為第36条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人における勤務が常態である者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号に規定する常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬及び賞与・年度末手当のほか、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

## (報酬)

第3条 次の各号に掲げる常勤役員の報酬額は、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- |                   |    |             |
|-------------------|----|-------------|
| (1) 理事長（理事長代行を含む） | 年俸 | 15,000,000円 |
| (2) 理事（学長・校長）     | 月額 | 179,000円    |
| (3) 理事            | 月額 | 138,000円    |

2 次の各号に掲げる非常勤役員の報酬額は、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- |        |    |         |
|--------|----|---------|
| (1) 理事 | 月額 | 91,000円 |
| (2) 監事 | 月額 | 91,000円 |

## (賞与・年度末手当)

第4条 理事長を除く役員賞与・年度末手当は、第3条に規定する各号の報酬月額に次の各号の支給率を乗じて得た額とする。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 夏季賞与  | 2.5 |
| (2) 冬季賞与  | 2.5 |
| (3) 年度末手当 | 1.0 |

## (報酬等の支給方法)

第5条 報酬の支給日は、毎月15日とする。ただし、その日が土日、祝祭日に当たるときは、その前日とする。

- 2 理事長については、第3条第1項第1号に規定する年俸額を18で除した額を、月1回、前項に規定する支給日に支給する。ただし、算定に際し千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 前項に規定する端数処理の結果、年間の支給総額と年俸額との間に生じた差異については、年度初月に調整して支給する。
- 4 賞与・年度末手当の支給日は、夏季賞与は6月15日、冬季賞与は12月15日、年度末手当は3月15日とし、それぞれの月に支給する報酬と合算して支給する。ただし、理事長については、年俸額を18で除した額を第4条の規定に従い、支給する。
- 5 月の中途において就任、退任、辞任した場合又は解任された場合は、全額支給する。
- 6 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(旅費等)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(退職金)

第7条 役員には、退職金を支給しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 令和2年2月28日制定。

2 この規程は、その制定の日から施行する。

3 この規程の施行の日をもって、学校法人桐朋学園役員及び本部員の報酬等支給規程及び学校法人桐朋学園役員、及び、本部員の報酬等支給について（内規）は廃止する。